

循環型社会形成推進功労者表彰実施要領

(平成16年12月2日付16廃対第393号生活環境部長通知)
(平成18年4月26日付18廃対第106号生活環境部長改正通知)
(平成19年4月11日付19廃対第50号生活環境部長改正通知)
(平成20年5月20日付20廃対第99号環境部長改正通知)
(平成29年3月24日付28資第399号環境部長改正通知)
(平成31年1月23日付30資第275号環境部長改正通知)

1 趣 旨

この要領は、循環型社会形成推進のため廃棄物の適正処理及び資源化等の推進に率先して取り組み、顕著な実績を挙げている功労者を表彰するため、表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第3条第1項の規定及び表彰事務取扱規程（昭和34年2月19日付34人第22号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の種類及び対象

この表彰の種類は、「事業者の部門」、「個人・グループ・学校の部門」及び「その他の部門」とし、その対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理及び再利用、資源化等の促進、啓発・普及及び指導・教育等に多大な貢献をしており、他の模範となる者であって、表彰することが適当と認められる者
- (2) 過去に同一の功労に対し賞歴がない者
- (3) 次の表に掲げる要件を満たしている者

表彰の種類	要 件
事業者の部門	当該活動を当年4月1日までに5年以上に渡って実施し、今後とも活動が実施されると認められる者であって、過去5年間に環境関連法令及び業務上等の法令に違反がなく、並びに当該活動の実施により環境の安全及び保全に支障をきたすおそれがない者
個人・グループ ・学校の部門	当該活動を当年4月1日までに5年以上に渡って実施し、今後とも活動が実施されると認められる者であって、当該活動の実施により環境の安全及び保全に支障をきたすおそれがない者
その他の部門	上記以外で、表彰の対象として特に認められる者 ただし、市町村（一部事務組合）の職員（退職者を含む）にあつては、当該業務従事年数が、当年4月1日までに20年以上の者

3 表彰期日

表彰の期日は別に定める日とする。

4 表彰該当者の推薦方法等

(1) 推薦者

2の表彰の種類に応じた推薦者は、原則、次のとおりとする。

表彰の種類	推薦者
事業者の部門	市町村長（一部事務組合の長を含む。） 地域振興局長 循環型社会の形成に資する団体等の長
個人・グループ ・学校の部門	市町村長（一部事務組合の長を含む。） 地域振興局長 循環型社会の形成に資する団体等の長
その他の部門	市町村長（一部事務組合の長を含む。） 地域振興局長

(2) 調査基準日

調査基準日は毎年度4月1日現在とする。

(3) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 表彰候補者推薦調書1

イ 表彰候補者推薦調書2（功績書）

(4) 提出期限及び提出部数

提出書類の提出期限は別途通知する日とし、提出部数は1部とする。

5 選考会

環境部内の関係職員をもって選考会を構成し、4の推薦調書に基づき受賞候補者を選考するものとする。